



◎失業救済道路工事の確定

經濟界不況の爲に失業者が簇出するので、之を如何にして豫防し救済するかは社會政策上重要な問題であつて、豫て政府に於ては之が對策を攻究してゐた。又本會に於ても既報した通り之が救済策として道路改良工事を執行するや

うに政府に建議したこともあつたが、今回政府に於ては失業者の簇出するのに鑑み本會の建議を容れて、昭和六年度に於て道路改良工事を起興するの大策を樹つるに至つた。道路改良計畫の主要は、道路公債法に依つて公債を起し二千四百五十萬圓を以て國道及府縣道を改良せむとするのであつて、國道改良の爲に千八百五十萬圓を支出し、内百萬圓は北海道の國道を改良し、他の千七百五十萬圓は内務省土木出張所の手に依つて國道の改良を直轄施行せむとするものである。府縣道の改良に對しては、六百萬圓を各府縣に補助して事業を助成せむとするのであつて、國道改良箇所及府縣別補助費は左の通である。

國道改良箇所調

路線名	府縣名	改良區間	延長	工種	幅員	工事費
四	東京	自南足立郡梅島村小右衛門新田至同郡洲江村字保木間	一、三六〇米	新設及鋪裝	二五・〇米	五〇〇、〇〇〇圓
七	同	自南葛飾郡松江町東小松川至同郡小岩村下小岩	二、二九〇	改築及鋪裝	一一・〇	六五〇、〇〇〇
八	同	自北多摩郡府中町宇屋敷分至同郡谷保村字谷保	二、〇〇〇	同	一五・〇	四七五、〇〇〇

九 同 北豊島郡志村地内

計 一、四六〇 同 二五・〇 八二二、〇〇〇
七、一一〇 二、四四七、〇〇〇

二 京都 自京都市蹴上
至宇治郡山科町字日ノ岡

計 一、三〇〇 改築及 一一・〇 六一九、〇〇〇
一、三〇〇 鋪裝 六一九、〇〇〇

一六 大阪 自堺市三寶淺香山線交叉點
至同市出島町

計 三、二九二 新設及 二二四・〇 一、七一四、〇〇〇
三、二九二 鋪裝 二七・〇 一、七一四、〇〇〇

一 神奈川 自横濱市(郡市界)
至鎌倉郡戸塚町

一 一・〇 改築及 一一・〇 四八五、〇〇〇
一 一・〇 鋪裝 一一・〇 四八五、〇〇〇

一 同 自足柄下郡大窪村板橋
至同 郡湯本町

計 三、八七九 同 一一・〇 四一〇、〇〇〇
八、八九四 八九五、〇〇〇

二 兵庫 自明石郡林崎村
至加古郡加古川町

計 一六、〇〇〇 改築 一九・〇 一、〇四七、〇〇〇
一六、〇〇〇 一、〇四七、〇〇〇

二五 長崎 自北高來郡古賀村字廣刈
至同 郡真津山村字貝津

計 九、六三〇 改築 七・五 三八一、〇〇〇
九、六三〇 三八一、〇〇〇

一〇 新湯
自北蒲原郡濁川村阿賀野川右岸
至同 郡佐々木村宇山山口

計 一〇、九〇〇
一〇、九〇〇

九 埼玉
自北足立郡藤町
至同 郡六辻村

計 三、三四〇
一、七〇〇

九 同
自大里郡熊谷町
至同 郡佐谷田村

計 一、七〇〇
五、〇四〇

九 群馬
自群馬郡佐野村田中
至多野郡小野村

計 八、四八五
五、二三二

九 同
自群馬郡東村
至高崎市赤土

計 一三、七一一
四、二八〇

七 千葉
自東葛飾郡市川町
至同 郡葛飾村

計 四、二八〇
四、二八〇

六 茨城
自水戸市上市
至那賀郡川田村

計 三、二三〇
四六〇

六 同
自稻敷郡駒柴村
至北相馬郡相馬町

計 三、六九〇
一、六〇〇

自宇都宮市新石河原町
至同 市上河原町

自宇都宮市新石河原町
至同 市上河原町

改築 七・五
三八一、〇〇〇

改築及鋪裝 一一・一
一五・〇〇

改築 一一・〇
一〇〇、〇〇〇

改築 一一・〇
四二八、〇〇〇

改築 一一・〇
二六一、〇〇〇

鋪裝 九・〇
六三、〇〇〇

鋪裝 九・〇
三二四、〇〇〇

改築及鋪裝 一一・〇
四二八、〇〇〇

改築及鋪裝 一一・〇
四二八、〇〇〇

改築 七・五
一九八、六〇〇

橋梁及取付道路改築 七・五
八七、四〇〇

改築 七・五
二八六、〇〇〇

鋪裝 一七・〇
九四、七〇〇

四	栃木	自那須郡黒磯町 至同那須郡須村	一、〇八六 二、六八六	橋梁及取付 道路改築	九・〇 二八六、〇〇〇
計					
一	三重	自桑名郡西桑名町 至同那城南村安永	二、三六八 二、三六八	新設及 鋪裝	一九・〇 三五二、〇〇〇 三五二、〇〇〇
計					
一	愛知	自海部郡蟹江町(蟹江川左岸) 至同那彌富町(木曾川右岸)	六、四〇〇 六、四〇〇	新設	一一・〇 一、一六二、〇〇〇 一、一六二、〇〇〇
計					
一	静岡	自榛原郡金谷町菊川 至同那郡日坂村	四、二一五 四、二一五	改築	六・〇 二八六、〇〇〇 二八六、〇〇〇
計					
八	山梨	自東八代郡黒駒村 至同那郡金生村	五、五〇〇	改築	五・五 一〇七、〇〇〇
八	同	自南都留郡船津村 至同那郡河口村	四、六三〇	同	六・〇 一七九、〇〇〇
計			一〇、一三〇		二八六、〇〇〇
二	滋賀	自大津市上片原町 至同市一里町	一、二九〇 一、二九〇	改築及 鋪裝	一一・〇 二八六、〇〇〇 二八六、〇〇〇
計			一、二九〇		二八六、〇〇〇

一〇 長野

自小縣郡滋野村芝生岡
至北佐久郡小諸町乙女

七、〇〇〇

改築

一七・五

三〇〇、〇〇〇

一四 同

自小縣郡和田村接待
至諏訪郡下諏訪町樋橋

二、五〇〇
九、五〇〇

同

五・五

八一、〇〇〇
三八一、〇〇〇

四 宮城

自仙臺市
至遠田郡富永村

六、五八一
六、五八一

改築

七・五

二八六、〇〇〇
二八六、〇〇〇

四 福島

自福島市大字五十邊
至信夫郡瀬ノ上町

三、一五〇

改築

一一・〇

二六五、〇〇〇

四 同

自福島市榮町
至同市柳町

一、〇〇〇

鋪裝

一一・〇

三〇、五〇〇

四 同

自郡山市永盛村界
至同市富久山村界

二、五五〇
六、七〇〇

同

六・五

八五、五〇〇
三八一、〇〇〇

四 岩手

稗貫郡花卷町地内

一一七

架橋
換梁

九・〇

八六、〇〇〇

四 同

自膽澤郡前澤町
至西磐井郡平泉村

七、七三八
七、八五五

新設

九・〇

二〇〇、〇〇〇
二八六、〇〇〇

五 秋田

自秋田市牛島町
至同市保戸野鐵砲町

三、七〇七
三、七〇七

新設及
鋪裝

一六・〇

二八六、〇〇〇
二八六、〇〇〇

計

計

計

計

計

二二	石川	自金澤市市野町五丁目 至同 市有松町	一、二三〇	改築及 舗装	一五・〇	三〇五、〇〇〇
計			一、二三〇			三〇五、〇〇〇
二	岡山	自御津郡大野村野田茶屋(岡山市界) 至都窪郡撫川町	五、九〇〇	改築及 舗装	一一・〇	三一四、〇〇〇
計			五、九〇〇			三一四、〇〇〇
二	廣島	自佐伯郡五日市町 至同 郡地御前村	六、七六七	改築	一一・〇	三八一、〇〇〇
計			六、七六七			三八一、〇〇〇
一七	山口	自吉敷郡小郡町 至山口市湯田町	九、五〇〇	改築	一一・〇	二八六、〇〇〇
計			九、五〇〇			二八六、〇〇〇
一六	和歌山	自海草郡野崎村北島橋北詰 至同 郡貴志村大字中(府縣界)	六、〇七五	改築	七・五	一二九、八〇〇
一五	同	自那賀郡岩出町大字清水 至同 郡長田村大字深田	六、〇〇〇	同	七・五	一五六、二〇〇
計			一二、〇七五			二八六、〇〇〇
二四	愛媛	自温泉郡久米村鷹ノ子 至同 郡北吉井村志津川	七、四五〇	改築	六・〇	一七四、〇〇〇
二四	同	自周桑郡石根村安井 至同 郡小松町南川	五、二〇〇	同	六・〇	一一二、〇〇〇

計

一、二、六五〇

二八六、〇〇〇

二 福岡

自遠賀郡岡垣村海老津
至宗像郡東郷村

九、一九〇

改築

七・五

四六一、〇〇〇

二 同

自筑紫郡大野村
至同郡二日市町

七、〇八二

鋪築及
裝

一一・〇

四九一、〇〇〇

計

一六、二七二

九五二、〇〇〇

二 熊本

自熊本市水道町
至鹿本郡植木町

八、一八〇

鋪築及
裝

九・〇

二八六、〇〇〇

計

八、一八〇

二八六、〇〇〇

三 鹿兒島

自鹿兒島郡吉野村
至始良郡加治木町

五、六八〇

改築

七・五

二八六、〇〇〇

計

五、六八〇

二八六、〇〇〇

二六 沖繩

那覇市内

一、一〇〇

改築

一一・〇

五七、〇〇〇

計

一、一〇〇

五七、〇〇〇

合計

二二四、六三九
(五七里)

一六、六六七、〇〇〇

北海道國道改良箇所調

路線名 改良區間

延長

工種

幅員

事業費

四號國道

自森町
至石倉

一二、三〇〇米

改築

七・五

一六九、一二五圓

同

函館市内(第二工區)

七六八

鋪裝

三六・四
一六・四

六一、六五八

同

自小樽市與澤道路分岐點
至 朝里村字柁里川

四、八〇〇

改築

七・五

二五二、〇〇〇

二十八號國道

自室蘭市佛坂下
至登別橋

二四、六五一

同

七・五
一七・〇

一七七、七八六

二十七號國道

自神居村石標第二五六號
至香江村內大部

三〇、〇九〇

同

七・五

一五三、九一〇

二十八號國道

自岩見澤町
至角田村栗山市街

一七、三六三

同

七・五

一二八、九一七

計

六箇所

八九、九七二

九四三、三九六

府縣道改良補助費

府縣名	補助費 千圓	工事費 千圓	新	湯	玉	馬	葉	城	木	良	重
東京	八六七	二、六〇〇	群	馬	八三	八三	八三	八七	一三	一〇〇	一一〇
京都	九七	二九〇	千	葉	八三	八三	八七	一三	一〇〇	一一〇	三三〇
大阪	二二四	六七〇	茨	城	一三	一三	一三	一三	一〇〇	一一〇	三三〇
神奈川	一三三	四〇〇	枋	木	六七	六七	六七	六七	一〇〇	一一〇	三三〇
兵庫	二五〇	七五〇	奈	良	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一一〇	三三〇
長崎	九三	二八〇	三	重	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一〇〇	一一〇	三三〇

愛 靜 山 滋 岐 長 宮 福 岩 青 山 秋 福 石 富 島 鳥 岡 廣 山 和

知 岡 梨 賀 阜 野 城 島 手 森 形 田 井 川 山 取 根 山 島 口 山

二三四 一一〇 九三 八七 一七七 七七 八三 五〇 八三 一一〇 一五七 一五七 一一三 四三 一五七 一六七 八三 八〇 一三三 一三三 一三

七〇〇 三三〇 二八〇 二六〇 五三〇 二三〇 二五〇 一五〇 二五〇 三三〇 四七〇 一七〇 三四〇 一三〇 四七〇 五〇〇 二五〇 二四〇 四〇〇 二五〇 三四〇

德島	一六〇	四八〇
香川	一三七	四一〇
愛媛	八七	二六〇
高知	一九三	五八〇
福岡	三一〇	九三〇
大分	一三三	四〇〇
佐賀	一三七	四一〇
熊本	五〇	一五〇
熊崎	三三	一〇〇
宮崎	三四	一六一
鹿兒島	五四	一九
沖繩	六	
合計	六、〇〇〇	一八、〇〇〇

◎揖斐長良二大川架橋起工式

愛知三重の兩縣民が多年眺望したる揖斐、長良、木曾の三大川の内、木曾川の架橋は客年五月既に愛知縣に於て起工され今亦、三重縣に於て揖斐長良二大川架橋の計畫成立して客年十一月二十九日、西桑名地先兩川の分たる中洲に於て司會者市村三重縣知事以下縣職員をはじめ、内務大臣

雜報

代理一宮參與官、愛知三重兩縣選出貴衆兩院議員、兩縣會

議員其の

他來賓多

數參列の

下に極め

て盛大な

る起工式

を舉行せ

られた。

此の日は

實に天氣

晴朗にし

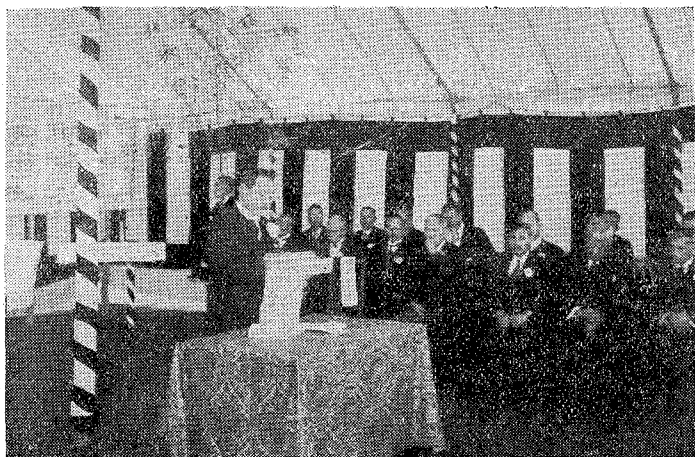
て一點の

風塵もな

かつた。

嘗つて

は舟運の便に依りて地方民を利し、或は渡船の難所として



國道一號線掛長川架橋起工式村三縣知事式朗讀

其の名を得た三大川も、交通の發達に従つて一種の荷厄介せらるるに至り、關係地方民は架橋の急を當局に訴ふると共に之が機運促進のため、大正十一年五月三大川架橋期成同盟會を設立してから九星霜、漸くにして不斷の努力と熱心なる協力が酬ゐられたと云ふわけで、關係地方民の慶びは非常のものであつた。

一方の橋だけ出来ても他の一方の架橋が出来ぬときは、何等の効用もなさぬとて兩縣民は、相互に常に他を督勵誘致したものである。所が兩縣とも斯く相前後して起工を見るに至つたことは誠に結構なことである。此の三大橋が何れも轡を揃えて完成の曉は、愛知三重兩縣の交通聯絡に一段の光彩を添えるは勿論、曩に竣功した鈴鹿峠と相俟つて我國幹線國道たる 海道の交通上、一新機軸を劃し産業の振興に寄與すること尠くならうと思ふ。

式 辭

國道一號線掛長、長良川架橋工事準備成り本日ヲトシ茲ニ起工

ノ式典ヲ舉行スルニ當リ閣下並多數諸賢ノ實臨ヲ辱ウシタルハ
洵ニ光榮トスル所ナリ

惟ニ今回架設セムトスル橋梁ハ帝都ト大廟トヲ連絡スル特種ノ
地位ヲ有スル重要幹線ニシテ且兼ネテ我國一大縱貫線タル東京
大阪間ヲ連絡スル道路ヲ重用セル重大使命ヲ有スル路線ニ位シ
其ノ拘聯スル交通上ノ圍範亦極メテ廣汎ナリ而シテ近代ニ於ケ
ル道路交通ノ設備ハ劃期的ノ新構裝施設ヲ要求スルノ時ニ在ル
ニ拘ハラス國道一號線ニ介在スル揖斐、長良及木曾ノ三大河川
ハ今猶纔ニ渡船ニ據リ交通ヲナシツ、アルノ狀態ニシテ我國主
要幹線國道タルノ機能ヲ缺キ地方産業ノ發展ヲ阻害シ文化ノ進
展ヲ妨ケルコト眞ニ大ナルモノアリ縣當局夙ニ意ヲ之ニ注キ道
路法發布ヲ機トシ工費壹千五百貳拾萬圓ヲ以テ大正十年度ヨリ
三十ヶ年繼續事業トシテ國道及主要幹線府縣道ノ道路、橋梁改
築ノ計ヲ樹テ着々其ノ工ヲ進メ來リタリト雖獨リコノ三大河川
ノ架橋ハ機運熟セサル爲關係地方諸彦ノ熱烈ナル翹望アルニ拘
ハラス之ヲ容ルル能ハザルコト多年ナリシガ漸ク時運至リ對岸
愛知縣當局ト協商ヲ重ネ且政府當局ノ諒解ヲ得昭和四年度ヨリ
昭和九年度ニ至ル六ヶ年ノ工程ヲ以テ國庫ノ補助ヲ仰キ工費貳
百六拾八萬餘圓ヲ投シ揖斐、長良ノ二大河川ノ架橋及取合道路
ノ施工ヲ企圖スルコトトシ揖斐川ノ架橋ニ取付クヘキ一部接合
道路ハ昭和五年三月十八日又橋梁下部工事タル橋臺橋脚工ハ昭

和五年九月三日共ニ內務大臣ノ認可ヲ經爾來銳意コレヲ準備ニ
努メタル結果愈諸般ノ準備成リ茲ニ着工ノ運ニ至レリ而シテ橋
梁上部ノ實施設計ハ既ニ完成シ爾餘ノ取合道路亦着々計畫中ニ
アリ

寶曆年間ヨリ幾多ノ難局ヲ經タル揖斐、長良、木曾ノ三木河川
ノ治水事業モ既ニ竣成セムトスルノ秋ニ際リ愛知縣ニ於テハ昭
和年五月木曾川架橋起工ノ式典ヲ舉ゲラレ今又茲ニ本日揖斐、
長良川架橋ノ式典ヲ舉グルヲ得タルハ當縣民ト共ニ洵ニ欣幸ト
スル所ナリ

按スルニ本二大河川ニ架設セムトスル橋梁ハ其ノ總延長壹千百
五メートル七、有効幅員七メートル五型式ハ鋼製補剛構付繫拱
橋ニシテ規模構造ハ共ニ慎重推敲ヲ竭セリ而シテ今着手セムト
スル橋臺及橋脚ハ鐵筋混凝土ニシテ其ノ基礎ハ壓搾空氣潛函ノ
近代の工法ヲ採リ以テ最善ノ意ヲ用フルコトトシタリ若シ夫レ
木曾川架橋ト相俟ツテ本橋竣成ノ曉ハ當縣下主要都市ハ國道一
號線ニ縫ハレ在ル關係上名古屋ノ大都市トノ運輸交通竝ニ沿道
地方ノ開發ハ勿論鉅資ヲ投シ完成ノ域ニ近ツキツアル四日市
港ノ利用價值ハ倍増大スルノミナラス曩ニ當三重及滋賀ノ兩縣
共同事業ノ下ニ施行シタル國道二號線鈴鹿峠ノ開鑿ハコレニ依
テ其ノ効用ヲ全ウスルニ至リ産業上將又社會文化ノ上ニ寄與ス
ル所蓋シ尠少ナラサルモノアルハ共ニ共ニ信シテ疑ハサル所ナ

内務大臣 安達謙藏

り然レトモ本事業ノ完成ニ付テハ局ニ當ル者夙夜匪懈以テ事ニ從フハ言フヲ俟タスト雖他面又以テ各位ノ御後援ト御助力ニ俟ツモノ更ニ大ナルモノアリ冀クハ今後一層本事業ノ進捗ノ上ニ指導鞭撻ノ勞ヲ惜シマレサラムコトヲ茲ニ起工ノ盛典ニ當リ聊カ所懐ヲ述テ式辭トス

昭和五年十一月二十九日

三重縣知事 市村慶三

祝 辭

一號國道ハ本州中央部海岸線ニ併行シ帝都ト伊勢大關トヲ連絡スル一大幹線道路ニシテ交通上極メテ重要ナル地位ヲ占ム
曩ニ箱根、鈴鹿ノ天險除却セラレ富士、大井等ノ諸大橋亦既ニ竣功セルモ揖斐、長良兩川ノ横過スル所橋梁ノ架設ナク纔ニ渡船ニ依テ交通ニ便セルニ過キス之カ架橋ハ獨リ該地方ノミニ止マラス夙ニ一般ノ翹望セシ所ナリキ幸ニ當局ノ苦心ト政府ノ助勢トニ依リ茲ニ其ノ工ヲ起スニ至ル洵ニ慶祝ニ勝ヘサルナリ
念フニ本工事完成ノ曉ハ我國幹線交通ハ更ニ其ノ面目ヲ一新スルノミナラス其ノ地方産業ノ發達ニ寄與シ神宮參拜ノ利便ヲ増進スル亦甚タ大ナルモノアルヘシ冀クハ官民協力相率キテ工事ノ完成ニ努メラレムコトヲ一言述ヘテ祝辭トス

昭和五年十一月二十九日

國道一號線揖斐、長良川架橋概要

位置 左岸 三重縣桑名郡長島村

右岸 三重縣桑名郡西桑名町

國道 第一號線 揖斐、長良川架設

橋長 總延長 一一〇五・七米

幅員 有効幅員 七・五米

構造 鋼製補剛構付繫拱橋

徑間 一七二・八米 連數 拾五連

橋床 鐵筋混凝土 橋面 アスファルトプロツク

橋脚 鐵筋混凝土 基礎 壓搾空氣灌函

橋臺 内部鐵筋混凝土

高欄 鑄鐵

一 設計 荷重

十二噸ローラー

八噸自動車

一平方呎ニ付群集荷重百封度

耐震 三〇〇〇耗 毎秒々々

一 工費 二、六八〇、〇〇圓

◎東京の地下鐵工事

地下鐵工事進捗の狀況は、本誌第十二卷第七號に(た)氏によりて報ぜられたのであるが、工事の區間は、當時以上には展びてゐないが、程度に於ては著しく進むでゐる。即ち現在に於ける開通區間は、萬世橋淺草間であつて、其の工事中に屬する區間は神田萬世橋間である。而して此の區間は本年六月開通の豫定であつて、今や其の工程は著しく進捗してゐる。

次の工事區間は室町神田間であるが、これも實施設計が舊臘認可されたので、新春早々着手されることになつてゐる。

由來地下鐵工事は、工事事態が難事であるばかりでなく、其の工事に取にかゝるに至るまでの道程に於て、幾多の難關が横つてゐるのである。即ち地下埋設物の整理、移轉、復舊等に關する方法の協定、地上施設物のそれ、殊に其の

施設經營の主體と管理諸官署の多岐に亙つてゐること、從つて此の間の協定を取り纏めて行くことは、一通りの苦勞ではない、而して之に要する時日も亦一通りの時日でない場合もあるのである。此の難關は地下鐵工事の進捗といふ立場からは、確かに一種の癌であるのである。此の點を考慮して、昨秋内務省内に、内務省、鐵道省、復興事務局、東京府、東京市の首脳部を委員とする地下鐵事務打合會が組織さるゝに至つた。而して此の會議は成立以來既に三回開かれて、事務的方面の道程は著しく短縮され、著しく疏通するに至つた。かくて事務的に横つてゐた地下鐵の癌は今や全く取り除かれたのであつて、向後工事の進捗刮目すべきものがあるであらう。